

豊中市障害者就労支援強化事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所等の障害福祉サービス事業所において一般就労を希望する障害者に対し、当該障害者の意向に沿った職場開拓から職場定着までの支援について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める障害者就業・生活支援センター（以下「支援センター」という。）と連携しながら当該事業所における就労支援の強化を図り、障害者の就労を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱に定める事業（以下「事業」という。）の実施主体は、豊中市とする。ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体のうち適切に事業を実施できるものとして、市長が認めた者（以下「実施法人」という。）に委託して行うことができる。

(支援対象施設)

第3条 事業において支援の対象となる施設は、次のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 豊中市内所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所
- (2) 前号に掲げる事業所のほか市長が必要と認める障害福祉サービス事業所

(支援対象者)

第4条 事業において支援対象となる者は、次のいずれかに該当する障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に定める「障害者」をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 前条各号のいずれかに掲げる事業所を利用する者のうち一般就労を希望する豊中市内在住の障害者
- (2) この要綱の実施前に過去に大阪府が実施した「大阪府障がい者就労サポート事業」において支援を受け、一般就労した豊中市内在住の障害者

(事業内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 支援対象施設（第3条各号に定める事業所をいう。以下同じ。）へ事業の周知
- (2) 支援対象施設におけるジョブライフサポーターの養成
- (3) 支援対象施設の支援技術等の向上
- (4) 支援対象者（第4条各号に定める障害者をいう。以下同じ。）の事業への登録（支援センターへの登録を含む）
- (5) 支援対象者への支援計画の策定
- (6) 雇用及び実習に係る職場等の開拓
- (7) 企業における求人に係る支援対象者との仲介
- (8) 雇用後における支援対象者への職場定着支援
- (9) 支援対象者の就労に係る雇用先企業との調整

- (10) 支援センターを含む地域就労支援機関の連携強化
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(支援対象施設におけるジョブライフサポーターの役割)

第6条 前条第2号に掲げるジョブライフサポーターは豊中市又は実施法人の指示により次の各号に定める支援を行うものとする。

- (1) 実習先又は雇用先となる企業の開拓
- (2) 企業に対する障害者についての理解への啓発
- (3) 実習先又は雇用先企業への通勤等の移動時における付き添い支援
- (4) 実習先又は雇用先企業における作業能力の向上等に対する支援
- (5) 実習先又は雇用先企業における人間関係の構築及びコミュニケーションの円滑化に対する支援
- (6) 支援対象者の生活能力の向上に対する支援（健康管理、金銭管理、余暇の過ごし方に対する助言等。ただし、金銭の保管は除く。）
- (7) 支援対象者の雇用後の離職予防のための支援
- (8) 支援対象者に対する就職活動についての支援（公共職業安定所での求職登録等を含む。）
- (9) その他市長が必要と認める事項

(支援の開始)

第7条 事業の利用については、豊中市又は実施法人に対しての支援対象施設からの申出により支援を開始するものとする。

(支援の終了)

第8条 事業は、支援対象施設及び豊中市又は実施法人との協議により、事業の継続の必要性がないと判断された時に終了するものとする。

(事業の実施報告)

第9条 事業を実施法人が受託する場合において、実施法人は、第5条各号に掲げる事項についての業務実施状況及び結果の検証等を記載した事業実施報告書を書面又は電子データにより作成し、豊中市の求めに応じ提出しなければならない。

(登録台帳等の整備)

第10条 事業を実施法人が受託する場合において、実施法人は、支援対象者の登録台帳等関係書類を整備しなければならない。

- 2 支援対象者が在籍する事業所及び実習先又は雇用先企業の職員は、事業において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、第8条の規定により支援が終了した後及びその職を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 事業を実施法人が受託する場合において、実施法人は、業務の実施に関し知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らしてはならない。また、事業の受託の期間満了後又は解約後若しくは解除後においても同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。